

見守り契約（事務委任契約）について

見守り契約とは、

定期的な電話連絡や自宅訪問などによって、本人の安否や心身の状態および生活の状況などを直接確認することを目的としています。これにより、本人に判断能力の低下が見受けられるなどの症状が確認された場合、すでに任意後見契約を締結していれば家庭裁判所に対して任意後見監督人選任の申立てをするか否かの検討ができ、仮に任意後見契約の締結前であったとしても速やかに任意後見契約の締結を検討するなどして任意後見の開始時期を失することがないように備えることができます。

補助的な契約なので、**緊急事態が起きた時**でも、**本人の代理人的な立場で支援することはできません。**



見守り契約のサポート内容		当事務所の報酬
緊急連絡先の指定	病院や不動産会社への緊急連絡先として指定していただくことが出来ます。	3,000 円/月
定期的な訪問や連絡	電話やメール等で定期的な連絡や面談を通じて、生活状況や健康状態を把握し、認知症の進行に備え、適切な医療サービスが受けられるように備えます。 ※ 連絡方法や、回数などは適宜ご希望に合わせて変更できます。	
暮らしの困りごとや法律に関するご相談	暮らしの中の困りごとや法律に関するご相談を承り、適切な対処法をアドバイスいたします。 当方で解決できない問題でも適切な窓口をご紹介します。	
契約を結ぶ際のアドバイス・同席	医療・介護契約や不動産の売買・賃貸などの重要な契約を結ぶ際に情報収集をしたり、同席をおこないます。	2,000 円/1 通
医療行為説明時の同席	病院での診察に立会い、医師から治療法の説明を受ける際に同席します。	
証明書等の請求手続き	住民票・戸籍謄本や納税証明書等、行政機関の発行する各種証明書の請求・受領手続きを代行します。 発行手数料は別途ご負担いただきます。	4,000 円/月
貴重品の管理	預金通帳・保険証券・年金関係書類・実印などの貴重品を銀行の貸金庫にて管理します。 (料金には貸金庫利用手数料を含みます。)	

※ 報酬額は 3 か月毎後に後払いにてお支払いいただきます。

※ 面談時等の出張交通費は、実費をお支払いいただきます。

見守り契約をご契約いただく条件

認知症が進行した場合は任意後見契約、お客様が亡くなった場合は死後事務委任契約・遺言執行など、緊急時には契約内容の変更(サポート内容の変更)を行う必要がありますので、見守り契約は必ずこれらの契約と共に結んでいただきます。見守り契約単独での契約はできませんのでご了承ください。

見守り契約のメリット

- ・判断能力が低下した際に、任意後見契約の開始を適切に判断できる
- ・悪質な訪問販売などから高齢者を守ることができます。
- ・見守り契約中の定期的な訪問などにより、ご本人と支援する方（受任者）との間の信頼関係を築くことができます。

見守り契約から任意後見契約、死後事務委任契約へ



元気なうちにそなえる

見守り契約

緊急時に頼れるパートナーとして暮らしをサポート



認知症になって大事なことを決められなくなったら

任意後見契約

認知症で判断能力が衰えたあとの暮らしをサポート



あなたが亡くなったあとは

死後事務委任契約

死後の諸手続きや身辺整理をサポート

遺言執行

遺言に基づく財産の処分・分配をサポート